教育委員会定例会

日時: 平成 26 年 4 月 17 日 (木) 午前 9 時 30 分~

場所:教育センター 2階 204会議室

出席者:教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 髙橋事務局長、柏木課長、青木課長、小野副課長

会議録署名委員: 石井紘一、小松泰子

≪傍聴人1人 入室≫

委員長 皆さん、おはようございます。本日は、4月の教育委員会定例会ということで、新年度が始まりまして最初の定例会となります。また、事務局も体制が変わりましたので、いろいろと準備等にも時間がかかって大変だったと思います。本日は沢山の検討する事項がございますので、是非、皆さんの慎重に審議する中で、スムースな進行にご協力いただきますようお願いいたします。それでは、本日の議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は、石井委員と小松委員よろしくお願いいたします。では、さっそく議事録の承認に移ります。

議事録の承認

- 委員長 議事録につきましては、すでに皆さんのお手元にメールで内容について配信をしております。3月には臨時会等がございましたが、3月2日の臨時会、3月20日の臨時会、3月定例会、そして3月31日の臨時会、この4件の議事録について、一括して承認を願いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 小野副課長 それでは説明いたします。3月の臨時会及び定例会の議事録につきましては、事前にメールで皆様へお送りし、ご確認をいただいております。今回は、訂正箇所が何点かございますので、順次説明をいたします。3月20日臨時会では3箇所、3月定例会では2箇所、3月31日臨時会では1箇所の文言等の訂正がございました。それでは、議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ありますでしょうか。
- 教育長 3月2日臨時会議事録の5ページに、「人工がどれくらいで」の「人工」の字はこれで良いのですか。
- 小野副課長 「人工」の箇所につきましては、「にんく」というご発言でしたので、この字となっております。
- 委員長 他には、いかがでしょうか。
- 委 員 質問等なし

委員長 質問等がないようですので、この4件の議事録につきまして、承認でよろしいでしょうか。

委 員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、この4件の議事録につきましては承認されました。続きまして案件に入ります。案件に入ります前に、皆さんにお諮りいたします。本日の案件の中で、議決事項の「② 湯河原町社会教育委員の委嘱について」から以降は、個人情報の問題、あるいは人権等の問題に関するもの、また条例についてのものとなりますので、この議決事項の②以降は秘密会としたいのですが、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 全員賛成

委員長 ありがとうございます。それでは、議決事項の②以降は、秘密会といたします。それでは、案件に入ります。

(1) 報告事項

① 平成25年度ヘルシープラザの利用状況について

委員長 それでは、平成25年度ヘルシープラザの利用状況について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、利用状況等について説明)

- ・ ヘルシープラザは平成20年4月1日から東海体育指導(株)と(株)東海ビルメンテナンスのJVで指定管理を行っている。
- 平成25年度の利用者総数は61,201人で、前年の59,923人とくらべ約1,000人強の増となった。
- 委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります でしょうか。
- 石井委員 資料2枚目の開催教室一覧表に示されているものは、資料1枚目の各種教室の中に含まれていますか。

青木課長 はい。各種教室に含まれています。

石井委員 各種教室の参加人数 8,099 人の中に、1,161 人が含まれているということですね。

青木課長 そうです。

石井委員 その他の人数はどのような方ですか。

青木課長 あとは、ヘルシープラザ主催の講座ではなく、各団体が独自におこなっている教室に 参加されている方の人数です。

委員長他には、質問・ご意見等ありますか。

- 山本委員 町内の利用者の地区ごとのデータはありますか。町内から万遍なく通われているのか、 それともヘルシープラザ周辺の方が多いのか、そういうことは把握されていますか。
- 青木課長 今は把握していませんが、受付で必ずお名前などを記入していただくようになっておりますので、集計の方法として地区ごとの集計をすることは、十分可能であると考えております。
- 委員長 そうしましたら、次回までに地区ごとの利用者の数字を出していただくことは、可能で しょうか。
- 青木課長 指定管理者の方に、どの様な状況かを確認し、可能ということであれば、直近の1ヶ

月間ですとか、以前からのデータがあれば 25 年度ベースということでお示しできると思います。

委員長 今の山本委員の仰ったことは、大事な部分かもしれませんので、そのようなデータの分析ができるようでしたら、次回、あるいはその準備ができた段階で結構ですので、お願いいたします。

青木課長 はい。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委 員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

② 平成25年度町民体育館の利用状況について

委員長 それでは、平成25年度町民体育館の利用状況について報告をお願いします。

青木課長 それでは、資料2に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、利用状況等について説明)

- ・ 町民体育館は、平成22年11月1日から供用が開始された。
- ・ 平成25年度の開館・利用時間数は平成24年度と比べ、ほぼ横這いの状況。
- 委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります でしょうか。

石井委員 団体というのは、どのような団体ですか。

青木課長 体育館競技ですので、主にバレーボールですとかバトミントン、その他にフットサル 等の利用もございます。

石井委員 フットサルの利用等で、体育館の中が壊れたということはありますか。

青木課長 天井にボールの跡が付いてしまうということがありまして、基本的には原状復旧する ということで貸出していますが、拭けば消えるかもしれませんが、天井ということで、なか なか手が届く場所ではないということがあります。利用の方法として、注意を促すというか、 注意喚起というような部分で対応するしかないのかなと考えております。

委員長 他には、ありませんか。

小松委員 先程、未病ということで、高齢の方が体を動かす機会というのは重要なことだと思いますけれども、ヘルシープラザですと、先程、山本委員が仰ったように、アクセス的に限られてきますので、町民体育館でもこのような教室が開かれると参加しやすいのかなと思います。

青木課長 はい。

- 委員長 そのことについて、先程のヘルシープラザの教室は、指定管理者が主催であるということですが、町主催の教室等を町民体育館で行うことはございますか。
- 青木課長 町主催となりますと、保健センターの方で「いきいき健康体操」ですとか、ヘルシー プラザの指導員が指導をして、広く普及していくというような活動をしておりますが、町民 体育館となりますと、なかなか指定管理との兼ね合いもありまして、有料施設になっており ますので、今のところ計画は無いという状況です。
- 柏木課長 ファミリーバドミントン教室などは開催しておりますが、今、委員が仰った高齢者向 けというものは、特段無かったと思います。

- 青木課長 すみません。1点付け加えさせてください。既にご存知かと思いますが、町では、5 月28日にチャレンジデーを計画しておりまして、先程、お話がありました未病のための運動 をしようという考えの基に、簡単にできる体操はないかということで、指定管理者の東海体 育指導(株)にお願いをしまして、普段はヘルシープラザでやっている体操ですが、その日に 限っては町民体育館で、試行的に実施できないかということでお願いをしております。まだ、 正式な発表ではありませんが、後に実行委員会等を経て公表されるかと思いますが、各種健 康体操というものを開催していただくということで、予定をしております。
- 委員長 ありがとうございます。ただいま、小松委員が仰った、町民体育館を利用する手法の検 討課題として、何か案がありましたらお願いしたいと思います。他には、いかがでしょうか。
- 委 員 質問等なし
- 委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。
 - ③ 平成26年度ポートスティーブンス市中学生派遣事業実施要項(案)について
- 委員長 それでは、平成26年度ポートスティーブンス市中学生派遣事業実施要項(案)について報告をお願いします。
- 青木課長 それでは、資料3に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、実施要項(案)について説明)

- ・ 目的、派遣先、派遣期間(現在調整中)、派遣人数、主な事業内容、参加費用、参加 申込み(申込み方法、募集期間、応募資格等)、参加希望者事前説明会、選考試験に ついて説明。
- 委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります でしょうか。
- 石井委員 参加者負担金がありますが、実際には1人どのくらいの経費が掛かるのですか。
- 青木課長 派遣に掛かる総額は、委託料として138万円となります。7名の方が行かれますので、 1人あたり約20万円弱の経費となります。
- 委員長 石井委員、よろしいでしょうか。

石井委員 はい。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委 員 質問等なし

- 委員長 それでは、私の方から。昨年、選考試験に立ち会わせていただいたんですが、その時、 全員一緒に、筆記試験、リスニング、作文、面接をおこなっていましたが、そのことで、面 接の時間などが非常に短いと感じました。あまり短い面接の時間だと、この面接の意味があ まり無いと思いますので、できれば班分け等をして、ローテーションを組むことでもう少し 長い面接時間が持てたらいいかなというふうに思いましたので、その辺の工夫ができたらと 思います。
- 青木課長 昨年も16名の方が応募されて、1人当たりの時間が限られてしまい、実際に聞きたい ことも聞けないまま終わってしまうこともありますので、面接の方法というのは検討させて いただいて、より効果的な面接ができればと考えております。
- 委員長 他には、よろしいでしょうか。
- 委 員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

④ 平成26年度子どもふれあい農園事業について

委員長 それでは、平成26年度子どもふれあい農園事業について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料4に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、事業内容等について説明)

開催日時、実施場所、実施時間、内容等について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります でしょうか。

委 員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑤ 平成26年度稚鮎の放流体験について

委員長 それでは、平成26年度稚鮎の放流体験について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料5に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、事業内容について説明)

- ・ 昨年度までは、湯河原小学校だけで実施していたが、湯河原観光漁業協同組合のご 厚意により、今年度は3小学校で実施する。
- 開催日時、実施場所、実施時間等について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります でしょうか。

石井委員 上河原橋というのは、何処ですか。

小野副課長 東海道線と東海道新幹線の中間付近となります。

委員長 他には、よろしいでしょうか

委 員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑥ 「家庭学習のすすめ」について

委員長 それでは、「家庭学習のすすめ」について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料6に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、「家庭学習のすすめ」のリーフレットについて説明)

- ・ 湯河原町全国学力・学習状況調査検証委員会が、課題解決に向けての手立ての1つとして挙げた「家庭への啓発」の具体的方策の1つとして、以前、「『家庭学習のすすめ』(仮題)の作成、配布」を提示させていただいたが、それを具現化したものとして資料(リーフレット)を提示。
- ・ リーフレットは小学校1・2年生、3・4年生、5・6年生、中学1・2年生、3 年生のカテゴリーに分けて作成した。
- ・ 配布方法について、学級懇談会や家庭訪問等を利用して、担任の先生から保護者へ、 2、3申し添えをし、配布していただくことを、先の校長会で依頼した。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ございま

すか。

- 山本委員 これは、「家庭学習のすすめ」ということですけれども、啓発活動であって、特にこれ に基づいて具体的に何か課題を出すとか、そういうことではないわけですね。
- 小野副課長 資料にありますポイント1・2・3に書かれていることを、先ず注意していただく ことで、家庭学習が習慣化されるとか、そういった啓発のためにこのリーフレットを作成し ております。

山本委員 宿題については、今までどおりということですね。

小野副課長 はい。

- 教育長 宿題が無いと、なかなか勉強をしないというところをクリアしたいということで、自分から進んで、今日はこれとこれを勉強する。学校でこういうことをやったから復習していく。 そういうふうな自分で進められるようなものを、小学校1年生からずっと積み上げていくということで、そういう習慣づけをしたいというようなことが狙いです。
- 小松委員 配布の方法として、学級懇談会や家庭訪問でというお話があったんですけれども、実際、学級懇談会に出席すると 10 人いれば良い方で、本当に少ないときは 5 人程度の時もあるので、是非とも家庭訪問で配布していただくのが良いと思います。また、実際に配布するものも、経費的に難しいかもしれませんが、できればカラー刷りのものを配布していただく方が良いと思います。このモノクロ刷の印刷物は学校から頻繁に来るので、印刷会社に発注し、カラー刷りで、丈夫な紙で配布するくらいの費用を掛けていただきたいなと思います。

小野副課長 検討いたします。

委員長 他には、ありますか。

委 員 質問等なし

委員長 私の方から1つ。今、大まかに読ませていただいた中で、少し気になったのが、家読という読書習慣を身に付けるということを基本方針の中で謳っている中で、この3・4年生のところにだけ、『家庭で「読書タイム」を作り』という文言が入っている。1年生にはセカンドブックで本を渡していることもありますし、また、高学年のリーフレットには読書のことは全く入っていない。読書のことについては、各リーフレットに入れる方が良いんではないかと思うのですが、今回は、決まったことですから良いんですけれども、今後の検討課題として、読書習慣というものを必ず何処かに入れ込むことが必要かなと思いますので、今後の懸案としてお願いいたします。

小野副課長 はい。

委員長 他には、ございますか。

小松委員 関連して。先日、小学校の入学式で、セカンドブックの紹介をさせていただく時に思ったんですけれども、1年生の国語の授業などで、自分が読んだ本についての感想をクラスのみんなに発表するとか、そのクラスの児童同士で「この本面白かったよ」とか、自分が頂けるのは1冊だけなんですが、クラスの中でそういう話をすることで「じゃー、それが読んでみたい」とか、そういうように広げていけると良いかなと思いました。

委員長 他には、よろしいでしょうか。

委 員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、報告事項6件を終了し、協議事項に入ります。

(2) 協議事項

- ① 湯河原町いじめ防止基本方針(案)について(継続協議)
- 委員長 それでは、継続協議となっています、湯河原町いじめ防止基本方針(案) について説明 をお願いします。
- 柏木課長 それでは、資料に基づいて説明をいたします。この資料につきましては、3月定例会でお示しをさせていただきまして、内容的にボリュームがありますので、その場での協議は難しいということで、継続協議というようにさせていただきました。今回は、この場でご意見等を伺いながら、基本方針の策定に向けて進めていきたいというものでございます。それから、各学校の学校いじめ防止基本方針といじめ防止等対策マニュアルができていますので、お配りをさせていただきました。それでは、いじめ防止基本方針につきまして各委員さんのご意見等ございましたら、よろしくお願いしたいと思います。
- 委員長 ただいま、事務局から説明がありました、湯河原町いじめ防止基本方針(案)につきまして、前回の定例会のときに、皆さんの方から懸案がございました各学校の基本方針を今お手元の方に配布してあります。そして各学校のいじめ防止等対策マニュアルについても一緒に配布をさせていただいておりますので、これも併せて検討していただいて、その中で、このいじめ防止基本方針について検討していただくということです。この資料は、前回、配っていただいたものに対して、修正されていますか。

柏木課長いえ、全く同じものです。

委員長 前回と、同じものだということですので、これに対して皆さんのご意見を入れたものを 事務局に渡していただくということで、再び継続して協議していきたいと思います。先の新 聞報道でも、この問題について載っていたと思いますけれども、非常に重要なことです。資 料をいっぱい揃えていただいておりますので、この中で、皆さんのご意見を反映した良いも のが策定できればと思いますし、これについては、暫時改訂していくという話になっており ましたので、どしどしご意見をいただいて、本日の協議事項になっておりますが、やはり継 続協議ということにしていきたいと思いますが、その前に皆さんの方から、本日、特にご意 見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

石井委員 これは、前回のものと全く同じですね。

小野副課長 はい、同じです。

- 石井委員 この間、長田指導主事と話しまして、いろいろと意見を伝えましたが、それはどうされましたか。
- 小野副課長 もし、よろしければ、石井委員からこのようなご意見があったということを、事務 局でご説明させていただきます。
- 石井委員 私が言った意見ですから、私が説明しても良いのですが、言ったことが何かに反映されていないのですか。
- 柏木課長 委員の皆さんのご意見を頂きながら、修正すべきところは修正していきたいというこ とでございます。
- 髙橋局長 この委員会で、そういうご意見があって、皆さんのご了解をいただいて反映するという手段が一番よろしいかと思います。
- 石井委員 そうなんだけれども、かなりボリュームが有るので、そのようにやると1時間や2時間で終わらなくなってしまうので、事前に持って行ったのですが。

髙橋局長 それを、ご紹介させていただくことは、できると思います。やはり、皆さんのご了解 をいただかないと、なかなか反映することはできない。ただ、皆さん、ご存じないと思いま すので、事務局からご説明することはできます。

石井委員 では、お願いします。

- 柏木課長 それでは、石井委員からご指摘いただいている部分をご紹介いたします。まず、「基本 方針は町との協議はしたのか」、それから「今後どのように町全体に周知するのか」というよ うな、全体的なご意見です。
- 髙橋局長 これにつきましては、この中で、地方公共団体の首長の考え方も当然入ってまいりますので、今後、成案になった時には町長の方にもご説明して、この辺の題目についてご協議していくというような方法を取らないと、成案にはならないと考えております、

石井委員 周知方法は、どうですか。

柏木課長 成案が決まりましたら、町のホームページに載せたり、全国区の新聞は難しいと思いますので、どのような形が良いか、検討する必要があると考えています。

石井委員 ホームページだけでは、あまり多くの人は見ていません。

- 髙橋局長 それは、従来の形がありまして。今回、法律では学校は義務付けされていますので、 先程、お渡ししましたとおり、学校は既に成案ができております。この前の校長会でお話さ せていただきましたが、町の分については、今、教育委員会の中で協議しているわけですが、 これができた段階で、再度、学校にも提示して、学校側も方針についての改訂版を作ってい ただくというようなことを、先ず学校に対して行います。それと、一般に対しては概要版を 作成して、何かの形で公表していく必要があるのかなと考えております。
- 委員長 そうですね。今、石井委員が言われた中で、周知の仕方については、この全文をそのままということではなくて、先程、局長が言われたように、一般の人には、概要版で、わかり 易い言葉で、わかり易い方法で、短い言葉の中でという形を、今後検討していくという方法しかないと思いますので、取り敢えずそれに対しては、よろしいでしょうか。
- 石井委員 いいんですけれども、一般の方にきちんと公表しないと、ただ作っただけになってしまいます。
- 委員長 それでは、その周知の方法は、また協議をしながら進めていくということでよろしいで しょうか。

委 員 全員了承。

委員長 それでは、次をお願いします。

- 柏木課長 7ページの「(4)人材の確保及び資質の向上」というところで「具体的な行動があるのか」というご意見をいただいております。2つ目の「町教育委員会事務局の人的体制を充実するよう努めます。」につきましては、今回の補正予算で非常勤の指導主事の予算を計上し、非常勤の指導主事をお願いする形で進めております。
- 石井委員 具体的なものが書いてないんですよね。今説明があったような、具体的なものがあるならば、それを具体的に書いた方が良いのではないかと、その方がよりわかり易い。という意味で、この意見を書きました。
- 委員長 つまり、こういう言い回しではなくて、「指導主事の増員をします。」とか「努めます。」 とか、そういう言葉になるということですね。

石井委員 そうです。

- 委員長 それは、意見として、また、案として、皆さんと協議していくということで、お願いい たします。
- 柏木課長 8ページの「(6) いじめの防止等のための調査研究の推進等」のところで、学校サポート会議についてですけれども、「サポート会議が度々出てくるが、年に何回やる会議か」というご意見と「いろいろな調査・研究が可能なのか」というご意見です。
- 石井委員 それにつきまして、19ページに湯河原町学校サポート会議とありますが、この構成メンバーを見てみますと、そう度々会議をやって、何かあればまた集まっていただくことができるのかなという気がします。皆さん、お忙しい方ばかりですので。
- 髙橋局長 法第14条第1項の関係だと思いますけれども、ご案内のとおりいじめ防止対策推進法からきておりまして、その第14条第1項にこの規定がございます。規定は、確かにサポート会議という名称ではありません。いじめ問題対策連絡協議会という名称で位置付けされております。これは、条例で規定することになっております。その構成員として、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者によって構成されるいじめ問題対策連絡協議会で、私どもの指導主事が考えましたのは、同様のメンバーで、現在、学校サポート会議というものがございますので、そちらを名称を変えて、ここに規定したい。それで、一般的な基本方針の中では、ずばり「いじめ問題対策連絡協議会」という表現になっている。ただ、既存のこういう会議があるので、同様ですので、こちらを記載させていただいております。ですから、法律に基づく、第14条第1項に基づく規定でということでございます。
- 石井委員 規定は、規定でいいんですが、これが機能するかと聞いているんです。
- 髙橋局長 それは、それなりに機能していると、私は思っています。
- 石井委員 学校サポート会議は、いじめに関してやっているわけではないのだから、いじめに対して、できるのかと聞いているのです。
- 教育長 学校の方が、先ず情報を出しまして、関係機関の方からそれに対してアドバイスをする。 学校が情報を出しながら、解決策について検討するという状況です。
- 石井委員 今の説明によりますと、これは具体的な事案があるとそれに対して話し合うということですけれども、ここで言っているのは、その先なんですね。この基本方針ではその先を作って欲しいということで、それで危惧しているんです。今あることをやっているのは分かります。しかし、その先のことをやっていただくことが、この方達にできるのか。できるのかというのは申し訳ない言い方ですが、それを時間的な余裕があってやれる方達ではないですね。かなり、忙しい方達ばかり入っていますから。
- 委員長 この会自体は、そういう方達の構成ですけれども、事務局は教育委員会がやりますから、 そのための資料を事前に作って、そこで協議していただきながら進めていくということにな ると思いますけれども、先程、教育長さんからサポート会議は年5回開催しているというこ とですが、その回数について、これ以上増やすことも可能なのか。当然、何か問題があれば 増えるんでしょうけれども、そこで、年5回以上ということを明記することで、それが、あ る程度解決する形になりますか。
- 石井委員 回数ではなくて、実質の問題です。今ある事象に対してやっていることは、わかっているんです。基本方針には、その先のことがありますので、そこまで話し合いができますかと、心配しているんです。

- 教育長 今までですと、現状の事案に対してのということで、なかなかそこのところまで行けなかった。ですけれども、今回、特にいじめ防止のためのサポート会議ということで、指導主事の方でその辺を焦点にして、先を見ていくということで、やっていくと考えています。
- 髙橋局長 いじめ問題対策連絡協議会、それにつきましては、学校におけるいじめ防止のために 活用されるというもの、内容についての審議、それから市町村の教育委員会との連携を図る ための必要な措置、こういったものをこの法律では定めておりますので、もしこれが、この 法律に基づくサポート会議であるという位置付けになると、こういった規定されているよう なことも、その庶務の中に入ってきます。
- 石井委員 先程から言っているように、今やっているのは、いじめとか非行のことなんです。いじめとか非行があるという、そういうものを協議するところなんですね。そこを一歩踏み込んで、今度は防止という話になってきますので、とてもそこまではできない。ということになっては、何もならない。
- 柏木課長 学校だけの取組から、この学校サポート会議だと福祉部局も入ってきますので、地域 ぐるみでの活動といいますか、また意識を高めていくということからも、こちらで実践して いくというように考えておりますけれども。
- 髙橋局長 私も、学校サポート会議に出席したことはありませんが、この役割の中で、防止等に向けた効果的な取り組み、関係機関との連携というようなところを謳っておりますので、現状がどういう形になっているか、ちょっとわかりませんけれども、今後はこういう方向で位置付けされたということで、役割も明確化されたというふうに理解しております。
- 教育長 先程から言っているように、サポート会議を少し変えていくことによって、いじめ防止 のところに結びついていくだろうというふうなところ、それと、新たに立ち上げるとなると、 なかなか難しい状況があり、そんなこともあって、いまやっている内容を少し進化させていくことで、これに対応できるだろうというふうなことで進めていくものです。
- 石井委員 今、教育長さんが仰ったようなことを、やっていただかないと、新たに作るいじめ防止基本方針ですから、今ある事象について勉強して、それで終わりという話ではなく、それを進めて貰わないといけない。
- 髙橋局長 5月に、そのような勉強会というものを予定しておりまして、こういった位置付けがされますと、この役割についてもご認識といいますか、ご説明をさせていただきます。それなら、ちょっとという場合には、また、考えなければなりませんが、そういった提言もさせていただくことになるのかなと考えております。
- 石井委員 この方たちは、嫌とは言わないでしょうけれども。
- 髙橋局長 まして、法律で規定されて、関係機関の中に警察や児童相談所が入っておりますので、 承知はされていると思います。ただ、名称が、学校サポート会議という名称で以前からやっ ておりますから、こういったいじめ問題対策連絡協議会の側面もあるということの説明はし ていかないといけないかなと思います。
- 委員長 今、石井委員が非常に危惧されている部分、既存の組織の中で、このいじめ防止という 法律に基づいたものをやる場合の、その予防的な部分について、事務局の方が、形は同じだ けれども中身について新しいものになってくるんだということを、委員の皆さんに、しっか り確認していただき、また、事務的な資料等についても、新しい方法で作っていくというこ とで周知できるだろうと思いますので、かなり大変な作業かと思いますけれども、そこを一

- つひとつクリアしていっていただけたらと思います。それでは、次に進んでください。
- 柏木課長 9ページの上段部分ですけれども、「横文字が多過ぎる」というご指摘をいただいておりますので、言い換えが可能なものは、直してまいります。それから、同じく9ページの「(2)いじめの早期発見のための措置」の三つ目の○の教職員の関係の中で、「教員の資質の向上を強調すべきでは?」とのご意見をいただいております。
- 石井委員 横文字については、今、新聞紙上も横文字ばかりなんだけれども、みなが皆、すんなり入ってくるという訳ではないので、例えば、先日、長田指導主事にもお話しましたが、「スクールソーシャルワーク・サポーター」と書いてありますが、括弧書きで日本語訳を書くなりしないと、わかりません。
- 委員長 今、石井委員が言われたとおり、前回の子どもフォーラムの時にも同じような点を指摘したかと思います。要するに、カタカナ英語を頻繁に使っている人にとっては何の問題もないものですけれども、決してそれは、日本語の中で通常化されているものではないものもあります。それがもう固有名詞となっているものの場合には、今、石井委員が言われたように括弧書きして、日本語での説明や文字でわかるもの、そういうものが必要になってくると思います。特に2行目の「アセスメント」とか「コンサルテーション」とか、こういうものは日本語で十分に説明できるものだと思いますし、固有名詞以外のものは、特に日本語で表記していただく、また、固有名詞についても、それをわかり易いような表記にしていくというものは、本来、こういうものを作る基本的なところになっていると思いますので、ここは、チェックしていただけたらと思います。よろしいでしょうか。
- 石井委員 2番目の「教員の資質の向上を強調すべきでは?」と書いたのは、調査委員会の調査 報告書を見てみますと、教員のことがあまり書かれていないんですね。ですから、いじめ防 止基本方針では、教員の資質の向上について強調したらどうかということで書かせていただ きました。
- 委員長では、次をお願いいたします。
- 柏木課長 10ページの「(6) 地域との連携」で、「自治会の協力をお願いし、2人くらいの教育 関係の役員を出して貰ってはどうか。」というご意見をいただきました。
- 石井委員 これは、私も単位自治会にいますけれども、2人くらい出して欲しいと言っても、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、それくらいの協力を仰がないと、やっていけないのではないかということで、書かせていただきました。
- 髙橋局長 これにつきましては、区長連絡協議会等にも説明し、ご相談していかなければいけない部分だと思います。私も教育委員会の前は、区長連絡協議会の担当をしておりましたが、区長の皆さんには、いろいろな役をお願いしておりますので、なかなか、お願いしづらい部分もあるんですけれども、ご理解いただき、また、ご協力をいただくという方向を、今後取っていくというふうになろうかと思います。
- 委員長 そうしますと、ここは文言的には、特に訂正する部分ではなくて、協調する部分をとい うことですね。
- 石井委員 一般的に地域といっても、漠然としてしまいます。
- 委員長 では、むしろ地域との連携については、各地区との具体的なものが入った方が良いとい うことですね。
- 石井委員 そうですね。今、局長が言われたとおり、何か組織するなら、区長連絡協議会の中に

- そういうものを作ってもらい、協力してもらうという形があっても良いと思います。
- 委員長 それでは、地域との連携のところは、もう少し具体的な方法が、文言に盛り込めれば、 考えてもらうということでよろしいですね。
- 髙橋局長 地域との連携につきましては、教育委員会側からの投げかけですけれども、逆に区会 側が積極的に関わっていただけるように、説明も続けていく必要もあるかと思います。
- 委員長 では、次をお願いいたします。
- 柏木課長 11ページの「3 学校が実施する措置」の部分でございますけど、全体的なことかと 思いますけれど、「学校が実施する措置が、すべて「ます。」で終わっているということで、 学校の主体性は?」というご意見をいただいております。
- 石井委員 これは、学校が作成したものを見てみないと分からないですけれども、すべて「ます。」で切ってある。教育委員会側で出しているもので、すべて「ます。」で切って、学校で本当に 実施するのかという話です。「このように仕向けていきます。」とか、そういう表現になるのではないかと、長田指導主事には伝えました。
- 委員長 それでは、次をお願いします。
- 柏木課長 12ページの「(3) いじめの早期発見のための措置」の部分で、「学級担任が、どう子 どもと関わっているのか。問題が起こると知らなかった」というご意見です。
- 石井委員 これは、先程の続きになりますが、教員がいじめを知らなかったのかという話です。 そこが知らなければ、いつまでもたっても、変わらないということです。
- 委員長 ここは、当事者意識を常に持つというところを、強く書く。まあ、例えば表現を黒文字 にするとかという、そういうところでやっていくかどうかということですね。
- 石井委員 表現の問題ではなくて、実際にどうするのかという話です。
- 髙橋局長 別のところでは、書いてあるんですけれども、「日頃から、アンテナを高く持ち・・・」というような表現が出ています。そういったところで、児童・生徒と接していくと。まあ、アンケートだけではなくて、日頃から注視していくというような意識も、ここに加える必要があるのかなと思っています。そして、先程、ご指摘がありました教職員の資質向上、これにつきましては、校内研修を積極的にやっていくということになると思います。

委員長 次をお願いします。

- 柏木課長 16ページの「(2)事実関係を明確にするための調査」の部分で、「重大事態の調査は、 町教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、重大事態 の発生の報告を受けた町教育委員会が判断します。」というようなくだりがありますけれど、 これについて「学校は何もしないで良いということか?」というご意見をいただいておりま す。
- 委員長 今回の、調査委員会からの報告書の中に、町や教育委員会の対応は決して遅くないし、 きちんとしていたけれども、支援対策本部ができたために学校側が自らの力で調査をすると いうことを怠った。それは、検討すべきだということが、確かあったかと思います。そのこ とを、石井委員は仰っているんだと思いますけれども。この文章になった場合には、それが、 またそのままになってしまうという危惧があるということですね。
- 髙橋局長 この文章は、学校側の対応にある程度、結果が認められないと教育委員会が判断した ときの、教育委員会の対応を記載させていただいたものです。本来なら、学校がしっかりし た対応をしていれば、教育委員会もそれに対して、スムースな対応が取れるんですけれども、

- これは、対処が十分ではない、その場合には、教育委員会が判断してというようなものです。
- 石井委員 教育委員会がやる以前に、学校が何もやっていなければ、教育委員会は調査のしよう もないのだから、その辺を心配しているんです。
- 教育長 基本は、学校が実態を把握する。それが、どうしても不十分だった場合には、教育委員 会はどうすべきかということです。
- 髙橋局長 確かに、学校対象についての記載が薄いです。もう、すぐに教育委員会にきてしまいますから。まあ、手順については順当なんでしょうけれども、委員の仰るのは、学校でどうにかする必要があるということだと思いますので、その辺は、長田指導主事と協議して、もう少し文言を加えるよう検討します。
- 石井委員 この基本方針については、よくここまで纏めたと思います。市町村レベルで、ここまでやるのは大変。市の場合は大きい市もあるから良いですが、町村レベルで纏めるのは大変だったと思います。
- 髙橋局長 長田指導主事の努力だと思います。
- 委員長 以上で、よろしいですか。
- 髙橋局長 一点、訂正がありまして、16ページの(2)の「イ 町教育委員会が調査主体となる場合」の3行目の「県教育委員会では、」は「町教育委員会では、」の誤りですので、訂正をお願いいたします。
- 委員長 では、石井委員が前回の基本方針から抽出して、もう一度検討するようにということで ご意見をいただきました。これを踏まえて、また、さらに先程いただきました各学校のいじ め防止基本方針、そしてそのマニュアルについて熟読していただき、皆さんのお考えを事前 に事務局の方に知らせていただいて、また、次回の会議の中で継続して協議していくと、そして、今石井委員が言われました、湯河原町、本当にこれだけのものを提出できるところまでやったと、事務局の対応は非常によくやっているということなんですけれども、さらに良いものを作り上げるには皆さんのお力が必要ですので、是非、よろしくお願いいたします。
- 小松委員 これを、読ませていただいて、5ページの「(3) いじめへの早期対応・早期解決」の 3つめの○の中で、「個人の情報を抱え込むことがないよう、」ということで、全ての先生が 共通した認識で生徒指導に入ることも大事かと思うんですけれども、人間ですので力量差が あるとは思います。それで、私は看護師をしていたので、看護の世界ですと、入院されている全員の患者さん一人ひとりに、看護計画というものを立てて、目標を立て、それに向けて 皆で、こういうケアをしようというのを、1年目の新人が持っても、10年目のベテランが受け持ちをしても同じ看護ケアをするというのを、主に3年間、ほとんどその勉強をするんで すけれども、そういう形で、記録というのがすごく大事です。それで、この子に対して、こういう目標を持って、こういう指導をしていこうという共通認識をするためには、記録とか 記載されたものが必要で、今日は長田指導主事がいらっしゃらないので、現場のお話も伺え ないのですけれども、全生徒は難しいかもしれませんけれども、特に問題がある生徒や、先生が必要だと感じているお子さんに関しては、記録を一冊に纏めて、各先生方は、「この日、こういう指導をしました。それに対して、子どもの反応はこうでした。」そういう経過を追っていけるような、そういう記録を取ることが、とても大事なのではないかと思います。
- 委員長 これは、実際に教員経験のある教育長さんから、実際の現場の様子はどうだったかを、 お話いただければと思います。

- 教育長 小学校と中学校では、若干違うんですけれども、中学校の場合は、日々問題行動が起きた場合には、ある様式に打ち込んでゆく。そこで、指導をこうした、ああした、どういうふうな会議を持って、こうした、というような個人の記録は、全部載せている。ですから、それはAさんの分も見れるし、Bさんも分も見れるし、全体が見れるような形で、把握されます。ですから、こちらの方から、こういうことが実際にあったんだけれども、どういう指導をしましたかと問い合わせをすると、その辺が、すとんと流れてくるような形には整理されています。それで、小学校の場合には、現実にはそのように整理はできていません。児童指導方法の会議で、問題行動を共通理解しながら教育、指導をしていくというふうな話し合いは、されていますけれども、記録として、そういう形で残っていませんので、今、そういう形にしていこうということで、先日、話し合ったばかりです。
- 委員長 よろしいでしょうか。今の話は、すごく良くわかるし、むしろ無かったのが不思議かなと思いますが、これは、問題行動が有る、無しに係らず、個人のものが全てそこにファイルされても良いのかなと、こういう時代ですから、それこそ簡単にできるのかなと思ったんですけれども、それが、外に出てしまったら個人情報の部分になりますけれども、やはり内部の中できちんとした管理がされていれば、これは逆にすごく良い形でのものができるでしょうし、むしろ湯河原から発信していくくらいのものになっていけばいいと思います。こういう事故があったことで、逆に、学校側として、現場で今やっているものを、さらに膨らませてというものができたらと思いますので、是非、皆さんのご意見を、これに活かせていただけたらと思います。他に、質問、ご意見等ございますか。
- 小松委員 ちょっと分からなかったのが、9ページ目の7個目の○の項ですけれども、「学校で用いる教材等の情報を提供するなど、」のところが、どこに対して提供するのかが分からないと思いました。
- 髙橋局長 教育委員会が実施する措置の中に入っていますから、教育委員会の中で提供できるものがあれば提供するということですね。
- 小松委員 議事録の中で、小林委員長のお話を読み返して思ったのですが、小林委員長がスクールカウンセラーの制度を立ち上げるにあたって、スクールカウンセラーの方の机と椅子を職員室に置くということを仰っていたんですけれども、今は、実現していないようなんですが、湯河原町では、その様にできないのか、やはり、教員の方々とスクールカウンセラーとが風通しを良くすることで情報もキャッチし易いと思うので、そういうことができると良いなと思いました。また、学校支援ボランティアが、どうしても保護者が中心になってしまっていますので、他の方に入ってきていただくというのは、なかなか難しいんですけれども、地域に対して発信をしていないんですね。「この日、こういう作業があるのでお願いします。」というような発信が、現在、なされていないので、今年、たまたま組長になって、この間、初めて組長会議に出席したんですけれども、すごく大勢地域の方がいるということをその時感じまして、もう会社を退職されたご年配の方が、会計の仕事とかを的確になさっていて、そういう力のある方がいらっしゃるので、そういう方の力をお借りできるような発信の仕方を考えていけば、何か方法があるのではないかというように思いました。

委員長それは、学校ボランティアのことですね。

小松委員 はい。学校ボランティア・コーディネーターのことです。

教育長 確かに中学校に関しては、その辺りが非常に薄い。小学校は割と多くいらっしゃるので

すが、中学校になると非常に減ってくるという状況がありますので、そこは中学校にも話を してあります。

委員長 今のご意見は、いじめ防止基本方針の件とは、別のことと考えてよろしいのでしょうか。 小松委員 はい。

委員長 それでは、この湯河原町いじめ防止基本方針について、特にご意見、ご質問等なければ、 次の定例会への継続協議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 全員賛成

委員長それでは、よろしくお願いいたします。続きまして、次の案件に移ります。

- ② 学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について(継続協議) 委員長 それでは、継続協議となっております、学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に 対する具体案について説明をお願いします。
- 柏木課長 それでは、資料に基づいて説明をいたします。こちらにつきましても、湯河原町いじめ防止基本方針と同様に継続協議となっているものでございます。ここで、ご意見をお伺いするわけでございますが、その前に、次の資料の「平成 26 年度人権教育に係る年間計画」について、簡単にご説明させていただきたいと思います。この資料は、湯河原町いじめに関する調査委員会からの 11 項目の提言の中で「4月を人権月間に位置付け」というようなことがありますが、現在、この人権教育に係る年間計画について校長会に諮っているものでございます。

(「平成26年度人権教育に係る年間計画」について説明)

続きまして、提言に対する具体案についてですが、こちらも石井委員の方からいくつかご意見をいただいておりますので、ご説明をさせていただきます。まず、「① 本件事故が起こった4月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置付け、町内の小中学校で、本件を忘れないために、新年度のいじめ予防の方針を確認したり、「いじめ予防授業」や講演会などに取組むこと。」の部分で、4月を人権月間と位置付けたことについて、「どこで正式決定したのか」というようなご意見でございます。

石井委員 局長が、町長に「このように実施したい。」ということを報告したと聞きました。 髙橋局長 私も、これを引き継いだ時に、町部局に何も話していなかったものですから、事後になってしまいましたけれども、始業式の前に、急きょ、町長には説明をさせていただいております。提言自体は、学校及び教育委員会となっているんですけれども、総務文教・福祉常任委員会等では、町部局の話もありましたので、今回は、3月定例会の議事録を拝見させていただきましたら、取り敢えず、4月間近だったものですから、学校対応の部分でやっていこうというようなことでしたので、進めさせていただきました。ただ、私どもも、ちょっとうっかりしていたんですけれども、人権擁護委員さんの方に、お話をしていなかったものですから、それもまた、事後になってしまいましたが、人権擁護委員の総会に行って、説明をさせていただき、今後一緒にということで、お願いはしてまいりました。そんな経過がございます。そういうことで、今回は、各家庭にA4サイズのお知らせ、それから、中学校美術部の生徒が作成したポスターを刷り込まさせていただいて、掲出させていただいたというも

のでございます。

- 委員長 今の説明をお聞きすると、次回は、4月を「湯河原町人権月間」ではなくて「湯河原町 人権教育月間」というふうに文言を変えてしまった方が、良いのではないでしょうか。
- 髙橋局長 やはり、12月が人権月間になっておりますので、そちらへの配慮もございますし、まあ、2回あっても良いと思いますが、ちょっと、こちら側は意味合いが違います。提言の中には「いじめ防止」というものが入っていますが、「いじめ」に特化するのではなく「人権教育」というものを打ち出していこうということでございます。
- 委員長 それでは、次をお願いいたします。
- 柏木課長 それでは「② 支援対策本部の提言を具体化するためのプロセスや財政的裏付けを検討すること。」の部分で、財政的裏付けの検討という中でのご指摘として、「指導主事の常勤、 2人体制の確立。」というご意見でございます。先程も指導主事の話が出ましたけれども、常勤ではありませんが、1名の非常勤指導主事の予算をいただいております。それから「④ 湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるような意識した取組をすること。」の部分で、「教員の資質向上の具体的な取組は?」とのご指摘でございます。
- 髙橋局長 これに関しましては、補正予算で要望をさせていただいております。学びづくり推進 事業というのが、今回、当初予算では付いておりませんでしたので、これを、補正予算でお 願いをして付けていただきました。各学校での研修の充実ということで、特に、自己肯定感 ですとか自己有用感というのをテーマに、研修をしていただくというようなことで、校長会 ではお話をさせていただいております。
- 教育長 後もう一点、今年度から3町の指導主事が、それぞれ1つテーマを決めて研修を立ち上 げる。長田指導主事も、児童・生徒指導ということで、研修を行う予定で、そういう研修を、 3町に投げかけて教員で取組むというようなことで考えております。
- 髙橋局長 もう一点、委員会の方からご指摘があったと思うんですけれども、保護者向け、あるいは一般町民向けに、そういった研修も検討したらどうかということで、社会教育課の家庭教育学級で、講師を検討して、今年度の計画に盛り込むというような、2本立てで考えております。
- 委員長 今、いろいろと説明がありましたが、次をお願いします。
- 柏木課長 それでは「⑤ 教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保すること。」の部分で、「教員個人個人の意識改革が必要ではないのか。」というご意見だと思います。それから「⑥ 生徒や保護者の声を聴くためのアンケートは、しっかり目的を定め、記載内容は丁寧に拾い上げ、アンケート用紙の保管には十分に配慮すること。」の部分では、アンケート調査に関して「具体的に誰が保管するのか?」というようなご意見です。それから「⑧ 湯河原町は、いかなる児童・生徒を育みたいと考えているのかについて、子どもの最善の利益のため、宣言もしくは条例を制定して、全町民の共通の目標とすること。」の部分で、「教育委員会が定めても意味がないので、議会、町部局、PTA、自治会なども取り込んで、形にした方が良い。」とのご意見でございます。
- 石井委員 みんなを巻き込まないと、意味がないということです。
- 髙橋局長 委員会の方で、キャッチフレーズというか、簡単な標語的なものも検討したらどうか というようなご意見がありましたので、これにつきましては、やはり、教育委員会内部で練 ってもなかなか良いものが出てこないものですから、児童・生徒へ夏休期間にお願いできた

- らと考えております。これに、お示しさせていただいているのは、基本理念ですので、基本 理念に則ってというようなことで、何らかの対応をしていきたいと考えております。
- 柏木課長 次の「⑨ 町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。また、町民が参加したいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な経費を予算化すること。」の部分では、サポート会議等の記載がございますけれども、「より先進的なものを考えるべきでは?」とのご意見です。
- 石井委員 先程の案件で申し上げたとおりです。もう一歩進んだものを考えるべきではということです。
- 髙橋局長 今回、法律ができましたので、先ず、その法律に基づくご認識をいただいて、そこからスタートだと思っております。そして、将来的には、条例化も必要になってくるかと考えております。
- 委員長 この件は、先程、議論をしましたので、次に進みたいと思います。
- 柏木課長 「⑩ 湯河原中学校は、スムースな情報共有・情報連携のための校内システムを早急 に確立し、また、毎年度末にいじめ防止の取り組みをまとめて町教育委員会に報告すること。」 の部分では、「年度末だけではなくて、半期毎くらいが良いのではないのか。」とのご意見です。
- 石井委員 大変でしょうけれど、1年に1回では、挙がってきたときには重大問題になっている という可能性もあります。
- 髙橋局長 校長会にお諮りしている人権教育に係る年間計画がございますが、その中で非常に重要な部分として、振り返り・評価というものがあります。これを月毎にまとまり次第、出していただくというような形を取っていけば、点検ができるのかなというふうに思っております。
- 委員長 そうですね。今の話の中で一番問題なのは、年度末にということは、1年に1度最後に ということで、1回最後に報告すればいいとなってしまうので、今、局長が言われたように、 ある一定期間毎に情報が入ってこなければいけないということだと思いますので、それをも う少し打合せをしていただけたらと思います。それでは、次をお願いします。
- 柏木課長 最後の「⑪ 支援対策本部の調査報告書及び本調査委員会の調査報告書をできうる限り公開し、本事案の教訓を関係者で共有すること。」の部分で、「読んだかどうかの確認は?」というご意見でございますが、しっかり読むようにということだと思いますけれども、その辺は徹底してまいりたいと思います。
- 石井委員 先日の校長会の前に、我々と校長先生方とで懇話会を設けましたが、その時に、中学校の校長先生は調査報告書を読んだと言っておりましたが、小学校の校長先生方は読んでいないような印象を受けました。
- 委員長 これは、前にも言ったんですけれども、当該中学校の教員が、全員読むのは当然だけれ ども、全小学校の教員も同じものを共有し、認識をしっかり持っていただくということを委 員会として言っていかなければいけない。ここの文章も「中学校」ではなくて、「小中学校全 教員」というようにしなければいけないということで、そのような指導はどうですか。
- 教育長 先日、3小学校の校長先生が集まる会がございまして、そこに行って、これを含めてお話をさせていただきました。これは全小中学校の教員が、共通理解をしていくべきことですから、読んでくださいということ、そして、3小学校が実施する年間計画が、いろいろな形

で見えるようにして欲しいということは、お話してきました。

- 髙橋局長 前回の定例会の時にご指摘があり、ここは変えるようになってございます。
- 委員長 いかがでしょうか。以上の点につきまして、やはり、まだまだ内容について検討しなければいけないところがあると思いますので、これも、継続して協議していくということで、いかがでしょうか。
- 小松委員 すみません。④の一番下の文章が、しっくりこないような気がします。「適切な支援、助言を行っていきます。」という文章と、「よりよい「人間関係」を築く」ということが、ちょっと繋がらないような気がします。どちらかというと、先生の立場から、ものを申すというか、そういうような印象で、小林委員長が仰っていた、気軽に世間話ができるような、保護者と教員とか、生徒と教員とかという、そういうものとちょっと違うように感じました。
- 委員長では、そこの文言についても、検討していただくということでお願いします。
- 小松委員 あと、⑥のアンケートの保存期間が、1年保存というふうになっているんですけれど も、何かの新聞で、今回の湯河原の件を有識者が指摘していた記事だったと思うのですが、 在学中は、保存しておくことが望ましいというふうに書かれていたので、1年間というのは 変えた方がいいのではないかと思いました。
- 教育長 一応、卒業するまでという形には、なっています。
- 小松委員 それでしたら、結構です。
- 委員長 これは、卒業するまでということは、小学校の場合には6年間というふうに認識していいですか。
- 教育長 以前、聞いたときは、小学校の場合の6年間はちょっと厳しいという状況のようです。 そこで、どうするかは、また検討しましょうということです。中学校の場合には、3年間な んとか保存できるということです。
- 委員長 でも、人数的には、中学校の3年間を保存しておくのと、小学校の6年間を保存してお くのとは、変わらないのではないでしょうか。
- 教育長 量もそうですが、量とは別に、小学校1年生の時に取ったアンケートそのものを、6年 生までずっと取っておくことが必要なのかというところも、校長先生方は、懸念しておりま した。ですから、少し検討させていただくということです。
- 髙橋局長 中学校は、大丈夫ですか。
- 教育長 内諾は、受けています。
- 委員長 では、⑥の一番最後のところについても、文章の変更ということでお願いします。他に は、何かございますか。
- 山本委員 具体的にここの文章についての意見ではないのですが、4月の湯河原町人権月間で、命とかいじめというものに、あまり特化することはしないでということで、これはこれでいいと思いますが、因果関係がいじめによるものではなくてもいいんですが、自殺願望と言ったら言い過ぎかもしれませんが、無意識のうちに消え去ってしまいたいという、そういう気持ちを抱いている子どもが、例えば学年に1人いるかもしれない、あるいは10人いるかもしれない、そういうことを想定したうえで何かをするということが大事だと思うんです。それで、具体的に何ができるのかということなんですけれども、講演会なんか良いと思うんです。そういう子にとって、一言の言葉とか、あるいは本を読んで、一行の文章に救われる。死のうと思っていたのを最終的に思い留まらせる。そういう力があるんだろうと思うんです。こ

の1ページの「④ 湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組をすること。」これはこれでいいんですけれども、生徒の意識として、中学校の3年間は、楽しいという子もいるかもしれないんだけれども、誰にとっても人生で1番厳しい、つらい時期なんだ。楽しくなきゃいけないとか、明るく前向きじゃなきゃいけないと考えがちなんだけれども、そういうことを例えば講演会で話して貰う。そうすると自己肯定感という言葉がありましたけれども、ものすごく救われるということもあるんだと思うんです。何かそういう、講演会でも何でもいいんですけれども、全体的にそういう視点がちょっと足りないように感じました。まあ、具体的に何かを盛り込むという案もないんですけれども、もしかしたら、死にたいと思っている生徒がこの中にいるんだという、そういう視点が、ちょっと欠けているかなということで、意見というか、感想を述べさせていただきました。

委員長 この問題というのは、さまざまな見方がありますので、ただ、いろいろな見方をしていかないと、こういうものは良いものができていかない。ただ、完璧なものは、なかなかできないと思いますけれども、その都度、いろいろな事象が起こる、社会状況も変化する中で、より良いものを作っていくということで、特に皆さんの忌憚のない意見を、吸い上げたものを作らなきゃいけないと思いますので、この件につきまして、継続して協議していきたいというように思っております。いかがでしょうか、他に何か、今ここで審議するものがございましたら、お願いします。

委員 特になし。

委員長 特にないようですので、学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案については、継続協議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 全員賛成

髙橋局長 次回は、いただいたご意見を反映したもので、再度ご提出させていただきたいと思います。

委員長 それでお願いいたします。続きまして、議決事項に入ります。

(3) 議決事項

- ① 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部を改正する規則の制定について(議案第1号)
- 委員長 それでは、議案第1号、湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部を改正する規則 の制定について説明をお願いします。
- 柏木課長 それでは、議案第1号、湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部を改正する規 則の制定について説明いたします。

(資料に基づき、内容を説明)

・ 第3条の教育長の職務を代理すべき職員の規定について、現行の「局長とする。」から 「局長」と「学校教育課長」の複数とし、その順序を規定する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ございますか。

委 員 質問等なし

委員長 それでは、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは議案第1号、湯河原町教育委員会事務局組織運営規則 の一部を改正する規則の制定については、承認されました。それでは、これより秘密会となりますが、ここで、休憩を取りたいと思います。ただいまの時刻は11時29分ですので、11時40分頃を目安に再開したいと思います。では、一時、休憩いたします。

≪傍聴人1人 退室≫

(休憩 午前11時29分から11時36分)

- 委員長 それでは、時間前ですけれども、皆さんお揃いになりましたので、定例会を再開させて いただきたいと思います。それでは、これより秘密会になりますので、よろしくお願いしま す。
 - ② 湯河原町社会教育委員の委嘱について (議案第2号)

委員長 それでは、議案第2号、湯河原町社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。 青木課長 それでは、議案第2号、湯河原町社会教育委員の委嘱について説明いたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 社会教育委員定員 15 名の内 13 名の委嘱について説明。
- ・ 残り2名については、後日、各団体から推薦される。
- 委員長 それでは、議案第2号、湯河原町社会教育委員の委嘱について、ご承認いただけますで しょうか。

委 員 全員承認

- 委員長 それでは、議案第2号、湯河原町社会教育委員の委嘱については、13名の方を委嘱する ことで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。
 - ③ 湯河原町青少年指導員の委嘱について (議案第3号)

委員長 それでは、議案第3号、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明をお願いします。 青木課長 それでは、議案第3号、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明いたします。 (資料に基づき、内容を説明)

場河原町青少年指導員2名(学校推薦)の委嘱について説明。

委員長 それでは、議案第3号、湯河原町青少年指導員の委嘱について、ご承認いただけますで しょうか。

委 員 全員承認

- 委員長 それでは、議案第3号、湯河原町青少年指導員の委嘱については、2名の方を委嘱する ことで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。
 - ④ 湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について (議案第4号)
- 委員長 それでは、議案第4号、湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について説明をお願いします。
- 青木課長 それでは、議案第4号、湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について説明いたします。 (資料に基づき、内容を説明)

- ・ 湯河原町学童保育所運営委員 11 名の委嘱について説明。
- 委員長 それでは、議案第4号、湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 全員承認

委員長 それでは、議案第4号、湯河原町学童保育所運営委員の委嘱については、11名の方を委嘱することで承認されました。以上で、議決事項は終了し、その他へ移ります。

(4) その他

- ① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について
 - ・ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告
- ② 町民グラウンド条例に関することについて
 - ・ 湯河原町民グラウンド条例 (素案) について説明
- ③ 校長会の資料について
 - ・ 4月11日(金)に開催された校長会の資料について報告
- ④ その他
 - ・ 小学校の修学旅行について、現在、各小学校において日光方面で検討中。
 - ・ 湯河原中学校給食検討委員会について、第2回目を5月の連休明け頃、開催する予定。
 - ・ 4月の異動で、局長及び学校教育課長が変わったので、4月9日(水)に中学校の事故のご遺族とお会いし、ご挨拶をさせていただいた。

教育長 よろしいでしょうか。

委員長 はい。

教育長 前回も、ご報告をさせていただきましたが、4月25日付で教育長を退任いたしますので、 一言ご挨拶をさせていただきます。

≪篠原教育長あいさつ≫

- 委員長 篠原教育長も、在職期間に大変な事故があったということで、内外ともに大変な立場にあり、ご苦労されたと思います。この4月の定例会が最後になりましたけれども、教育委員としての立場ではなくなりますが、町民ではありますし、やはり湯河原町の教育にずっと携わってきて下さったということもありますので、いろいろな場面でお力添えをしていただけたらと思います。
- 委員長 6月の定例会の日程につきまして、皆さんのご都合をお伺いいたします。
 - 《6月定例会の日程調整の結果》
 - 5月の定例会は、5月21日(水)午後1時30分から、教育センターで開催
 - 6月の定例会は、6月19日(木)午前9時00分から、吉浜小学校で開催

髙橋局長 すみません。

委員長 どうぞ。

- 髙橋局長 5月1日からクールビズの実施となりますので、次回の定例会はクールビズの服装で ご出席をお願いいたします。
- 委員長 それでは、遅くまでありがとうございました。以上で、4月定例会を終了いたします。

(終了時間 午後0時35分)